

3歳未満の子を養育する旨の申出書

※裏面を参照のうえ、ご記入ください(ゴム印使用可)。

所 属 所 名			(フリガナ)		
			組 合 員 氏 名		
所属所コード			組 合 員 番 号		
組 合 員 生 年 月 日	昭和 平成	年	月	日	職 名
					基礎年金番号
養育することとなった日 及びその事由 (該当する番号を○で囲んでください)	令和 年 月 日		該当者のみ記入		
			養育することとなった日の属する月の前月に加していた実施機関が、公立学校共済組合埼玉支部以外の場合のみ、 <u>該当する番号等を○で囲んでください。</u> 加入していない場合は、当該月前1年以内の直近に加していた <u>実施機関の番号等を○で囲んでください。</u>		
※裏面参照	1 出 生 2 養子縁組 3 同居開始		1 地方公務員共済組合 〔 地方職員共済・市町村職員共済 ・公立共済の他支部・その他 〕 2 国家公務員共済組合 3 日本年金機構(民間企業等) 4 日本私立学校振興・共済事業団		
			い ず れ か に ○		
養育の特例を開始した日 及びその事由 (該当する番号を○で囲んでください)	令和 年 月 日 (事由が育休又は産休終了の場合、復帰日を記入)				
※裏面参照	1 出 生 等 3 産休終了 2 育休終了 4 就 職				
養育する ことと なった子	(フリガナ)				生年月日
	氏 名				令和 年 月 日
	子の個人番号 (マイナンバー)				性別
					1 男 2 女
上記の子を養育(同居し監護)している期間について、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の規定による三歳に満たない子を養育する組合員(厚生年金保険の被保険者)等の標準報酬月額の特例を受けるため、上記のとおり申し出ます。					
公立学校共済組合埼玉支部長 殿					
令和 年 月 日 〒					
(フリガナ)					
住 所					
申 出 者					
氏 名					
【提出前のチェックリスト】			所属所受付印		共済組合受付印
□太枠内の項目を確認し、該当する欄すべてに記入した。 □所属所受付印欄に、所属所での受付日が分かる押印等がある。 □添付書類(詳細は裏面及び通知文を参照) ・戸籍謄本等(子が被扶養者認定されている場合、育休掛金免除・育休手当金を申請した場合等は不要) ・住民票(子の個人番号を記載した場合は不要)			※受付印押印必須 (又は受付日を記入)		

【大切なことが書いてありますので、お読みください。】

- 3歳未満の子を養育している期間の標準報酬が子を養育する前と比べて低くなったとき、年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例「3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額の特例(以下「**3歳未満養育特例**」といいます。)」の適用を受けることができます。3歳未満養育特例が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行われた月の前月までの2年間となりますので、ご注意ください。
- 3歳未満養育特例は、3歳未満の子(養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子も含む)を養育(同居し監護)している組合員の方が対象となります。※別居の場合は対象とはなりません。
- この申出に基づく3歳未満養育特例は、次のいずれかに該当したときに終了します。これらのうち、①、④、⑤、⑥に該当したときは、すみやかに「**3歳未満の子を養育しない旨の届出書**」をご提出ください。(②、③に該当した場合は届出は不要です。)
 - この申出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
 - この申出に係る子が3歳に達したとき
 - 公立学校共済組合の組合員の資格を喪失したとき又は死亡したとき
 - この申出に係る子以外の子について3歳未満養育特例の適用を受ける場合、この申出に係る子以外の子を養育することとなったとき
 - 掛金等の特例(免除)を受ける育児休業等を開始したとき
 - 掛金等の特例(免除)を受ける産前産後休業を開始したとき
- この申出に基づく3歳未満養育特例が終了した後、新たに3歳未満養育特例を開始することになった場合は、再度、当該申出に係る子について、「**3歳未満の子を養育する旨の申出**」を提出してください。

【記入にあたっての留意事項】

「養育することとなった日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
子が生まれたことによる場合	「1 出生」を○で囲み、 出生年月日 を記入してください。
子と申出者の養子縁組による場合	「2 養子縁組」を○で囲み、 養子縁組を行った日 を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「3 同居開始」を○で囲み、 同居を開始した日 を記入してください。

「養育の特例を開始する日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
子が生まれたことによる場合 【男性組合員に限ります】	「1 出生等」を○で囲み、 出生年月日 を記入してください。 ※ 3歳未満の子を養育している期間中に次の子が生まれた場合にも同様に記入してください。(併せて前の子に係る「 3歳未満の子を養育しない旨の届出書 」もご提出ください。)
子と申出者の養子縁組による場合	「1 出生等」を○で囲み、 養子縁組を行った日 を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「1 出生等」を○で囲み、 同居を開始した日 を記入してください。
育児休業等(掛金免除)が終了したことによる場合	「2 育休終了」を○で囲み、 育児休業等が終了した日の翌日 を記入してください。
産前産後休業(掛金免除)が終了したことによる場合 【女性組合員に限ります】	「3 産休終了」を○で囲み、 産前産後休業が終了した日の翌日 を記入してください。
3歳未満の子を有している方が、組合員になった場合	「4 就職」を○で囲み、 組合員となった日 を記入してください。

【添付書類】

- 戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書(コピー不可)(申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの)
 - 住民票(コピー不可)(申出者と子が同居していることを確認できるもの)
 - 提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。
 - 養育の特例を開始した日に同居が確認できるものをご提出ください。
(例) 育児休業等が終了した場合は、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要。
 - 子の個人番号によるマイナンバー情報連携により、住民票の提出を省略することができます。
(詳しくは【子の個人番号について】を参照願います。)
- ※ 特別養子縁組の監護期間にある子については、上記1に代えて「家庭裁判所が発出した事件系属証明書」及び上記2の住民票が必要です。
- ※ 養子縁組里親に委託されている要保護児童については、上記1及び2に代えて「児童相談所が交付する措置決定通知書」が必要です。

【子の個人番号について】

- 子の個人番号は申出者本人が確認することとなっているため、確認書類の添付は不要です。
 - 個人番号(マイナンバー)による情報連携の仕組みを利用して、養育特例の手続きに必要な住民票関係情報を地方自治体等へ照会します。地方自治体等から個人番号に対応した情報が提供されると、それを基に手続きを行います。これにより、申出者の方は添付書類のうち、原則、2の住民票の提出を省略することができます。
- ※ 住民票以外の添付書類(戸籍等)は、添付の省略をすることができません。